

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例（平成18年燕市条例第160号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第44条第3項中「年5分の割合」を「民法(明治29年法律第89号)第404条の規定による法定利率」に改める。

別表第1の1市営住宅の表中

「

緑町団地	燕市小関1427番地	簡易耐火構造 平屋建	8	昭和39年度
------	------------	---------------	---	--------

」

を

「

緑町団地	燕市小関1427番地	簡易耐火構造 平屋建	4	昭和39年度
------	------------	---------------	---	--------

」

に、

「

宮裏団地	燕市吉田新田町 12番	木造平屋建	9	昭和31年度
------	----------------	-------	---	--------

」

を

「

宮裏団地	燕市吉田新田町 12番	木造平屋建	7	昭和31年度
------	----------------	-------	---	--------

」

に、

「

富永団地	燕市吉田富永413 番地1	木造平屋建	5	昭和43年度
------	------------------	-------	---	--------

」

を

「

富永団地	燕市吉田富永413 番地1	木造平屋建	1	昭和43年度
------	------------------	-------	---	--------

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第44条第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。